

委員会提出議案第4号

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を  
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定  
により提出します。

平成29年12月15日 提 出

提出者 経済建設委員会

委員長 森 下 伸 吾

## 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や住民の安全・安心な生活を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、重要な社会資本の一つである。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）」の規定により、交付金事業などの補助率等が嵩上げされてきたが、平成 29 年度までの時限措置となっている。

本市においては、住民の安全・安心な生活環境を確保するため、通学路の交通安全対策や道路施設の老朽化対策などに交付金事業等を活用しているが、未実施箇所も多く残されており、道路財特法の嵩上げ措置が廃止されると、財源不足による事業の遅延を招き、深刻かつ重大な影響が及ぶこととなる。

よって、国においては、地方が真に必要とする道路整備と今後増大する道路施設の維持管理を着実に推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 平成 30 年度道路関係予算について所要額を満額確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成 30 年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日  
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣  
総務大臣、内閣官房長官